

高槻市一般廃棄物処理基本計画 概要版

第1部 総論

【計画策定の背景と目的】

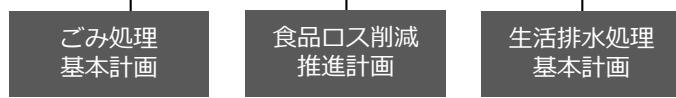
「高槻市一般廃棄物処理基本計画（平成27年12月策定）」が令和7年度をもって満了することから、高槻市における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を引き続き明確にすることを目的に、ごみ減量や適正処理の基本施策を定めたものです。

【一般廃棄物処理基本計画とは】

■「廃棄物処理法」第6条第1項に基づき策定するもので、循環型社会形成に関わる法律や条例、上位計画である「第6次高槻市総合計画」や「第2次高槻市環境基本計画」等と整合性を図ります。

■これまでの「ごみ処理基本計画」、「生活排水処理基本計画」に「食品ロス削減推進計画」を加え、「高槻市一般廃棄物処理基本計画」の構成は以下の図のとおりとなります。

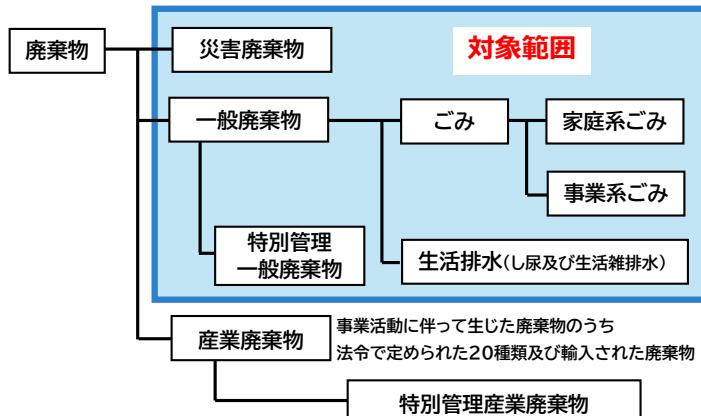
高槻市一般廃棄物処理基本計画



【計画期間】



【計画の対象範囲】



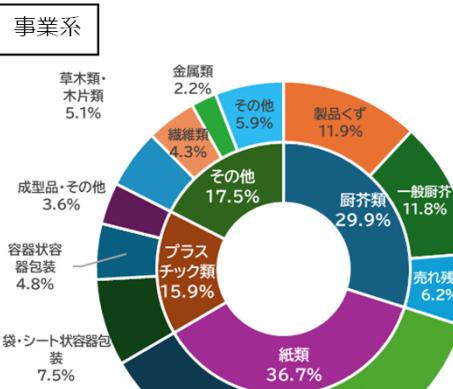
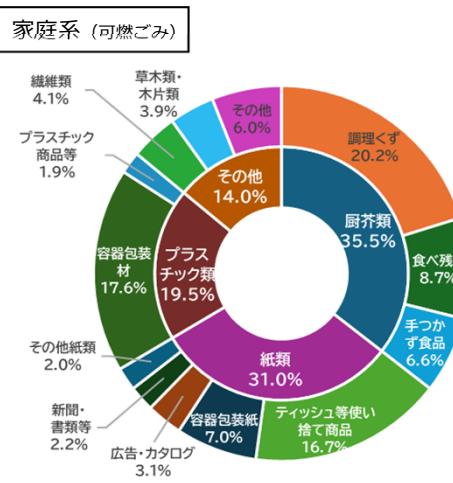
第2部 ごみ処理基本計画

基本的課題

- ごみの分別・適正排出
- ごみの発生抑制を目指した社会への転換と多様なリサイクルシステムの構築
- 安定した中間処理施設等の運用
- 少子高齢化の進行による地域コミュニティの変容

ごみの組成

ごみ排出重量内訳 (令和6年度高槻市ごみ組成調査)



基本理念

2R優先の取組で循環型社会が形成されるまち

基本方針

- 市民・事業者・行政の役割
- 多角的な視点

- ①発生抑制の優先
- ②排出者責任の明確化
- ③拡大生産者責任の明確化
- ④三者協働の推進・連携
- ⑤発生抑制・リサイクル・適正処理のための経済的誘導策

減量目標

目標項目	令和6年度 (基準年度)	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (目標年度)
減量目標	ごみ受入量 97千t	92千t	87千t
	ごみの焼却処理量 90千t	85千t	80千t
参考指標	資源化量 6.6千t	4.6千t以上	4.3千t以上

ごみ受入量の推移



基本施策

- 基本施策1 発生抑制・再使用（2R）の優先
- 基本施策2 適正な分別と排出の促進
- 基本施策3 安全安心・安定的なごみ処理体制の維持
- 基本施策4 多様なリサイクルシステムの維持・構築
- 基本施策5 効率的な施設整備及び運営
- 基本施策6 美しいまちづくりの推進
- 基本施策7 市民・事業者・行政の三者協働体制の充実

高槻市一般廃棄物処理基本計画 概要版

第3部 食品ロス削減推進計画

位置づけ

本市における食品ロスの削減を目的とした「高槻市食品ロス削減推進計画」は、「食品ロス削減推進法」第13条第1項の規定に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」として位置づけています。

社会情勢

食品ロスが引き起こす環境に関する問題として、水分の多い食品を廃棄する際には運搬や焼却で余分なCO₂を排出してしまうだけでなく、食料生産時には多くのエネルギーを消費し、温室効果ガスを排出することが知られています。食品ロスのもう1つの問題として食料の廃棄に関する問題があります。食料の多くを外国からの輸入に依存しているにも関わらず、その食料を大量に廃棄しているという実態があります。さらに、こうした食品ロスは経済的な損失として捉えることもできます。

基本理念

食べ物を活かし、一人ひとりが、身近な行動で目指す食品ロス ZERO

基本施策の体系

基本方針1 一人ひとりの身近な行動変容を促す具体的方法・ツール等を啓発する

（基本施策1）市民一人ひとりの食品ロス削減行動の促進

基本方針2 食品関連事業者、スーパー・マーケット、関連団体等の多様な主体と連携を図る

（基本施策2）事業者等の多様な主体との連携

基本方針3 市民や事業者等の食品ロス削減に向けた取組を促す仕組を維持・構築する

（基本施策3）食品ロス削減を推進する仕組の構築

減量目標

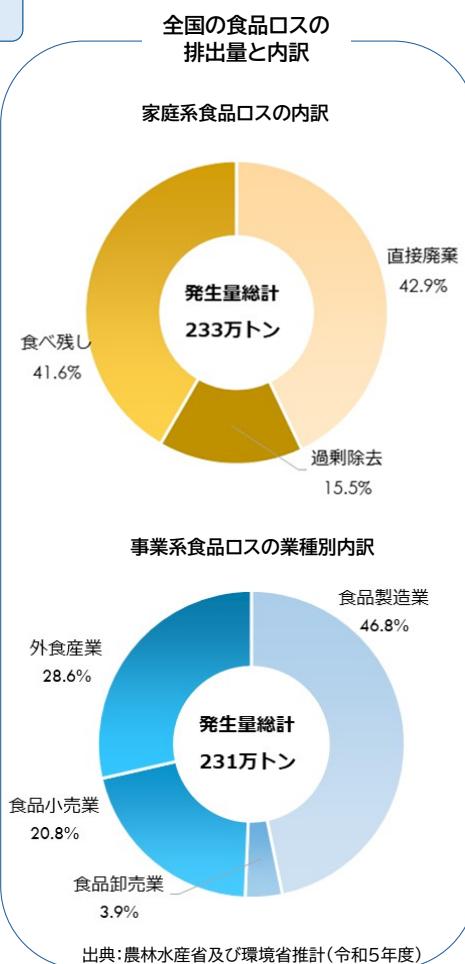
【目標1】食品ロスの削減

- ⇒ 家庭系 2030年度までに2000年度比で半減
2035年度までの5年間で、さらに5%削減
- ⇒ 事業系 2030年度までの6年間で現況値から6%削減
2035年度までの5年間で、さらに5%削減

	【基準値】 平成12年度 (2000年度)	【現況値】 令和6年度 (2024年度)	【中間目標値】 令和12年度 (2030年度)	【目標値】 令和17年度 (2035年度)
家庭系食品ロス量	t/年	11,900	7,700	6,000
1人1日当たり	g/人日	91	61	49
事業系食品ロス量	t/年	14,700	5,900	5,600
1人1日当たり	g/人日	112	47	46

【目標2】食品ロス削減の取組を2項目以上行う人の割合

⇒2030年度までに90%以上に引き上げ、その後も同水準を維持



第4部 生活排水処理基本計画

現状

本市では、昭和60年度に「公共下水道整備緊急3か年計画」を策定し集中的な投資を行い、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に努めてきました。平成24年度からは、下水道計画区域外の北部山間地域において、個人住宅に公設の合併処理浄化槽（市町村設置型）を設置する事業を行いました。

これにより生活排水適正処理率は98.6%となり、本市の汚水整備は概成を迎えています。

基本的課題

- （1）公共下水道への接続
- （2）浄化槽の適正な維持管理の徹底
- （3）山間部における合併処理浄化槽の維持管理
- （4）公共下水道整備の推進に伴う屎処理のあり方

し尿・浄化槽汚泥搬入量の予測



生活排水処理の施策

- （1）公共下水道への接続の啓発等
- （2）浄化槽の適正な維持管理の徹底
- （3）収集・運搬体制
- （4）し尿・浄化槽汚泥処理の今後のあり方の検討
- （5）生活雑排水対策
- （6）災害時等の対応方策